

航路標識の海水浸入防止対策により船舶交通の安全を確保

概要: 灯台の基礎部に海水等が浸入する環境を遮断する対策を実施した結果、台風第10号の際も倒壊、損壊することなく航路標識の機能を維持し船舶交通の安全を確保した。

対策名: 63-1 航路標識の耐災害性強化対策(海水浸入防止対策) <5か年加速化対策>【国土交通省】

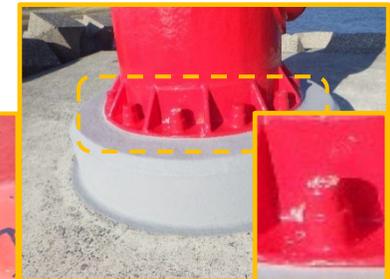
【事例】宮田港浜田三号防波堤灯台海水浸入防止対策

- 実施主体: 海上保安庁 第十管区海上保安本部
- 実施場所: 熊本県天草市
- 事業概要: 令和元年東日本台風の際、亀裂から海水が浸入したことによる灯台の倒壊が生じたこと等を踏まえ、海水浸入防止対策を実施している。本灯台では、倒壊、損壊を未然に防ぐため、航路標識の基礎部に海水等が浸入しないようアンカーボルトの腐食を防ぎ航路標識の倒壊等を防止する対策を実施した。
- 事業費: 全体事業費 約0.02億円(令和4年度)
(うち5か年加速化対策 約0.02億円)
- 災害の外力、被害と効果: 令和6年台風第10号では、暴風を伴う激波浪(波高約7m)を近傍海域で観測したが、本灯台は倒壊、損壊することなく安定した航路標識としての機能を維持し、船舶交通の安全を確保した。

対策前



対策後



▲海水の浸入を防止

指標	R5 (実績)	R7 (目標値)
海水浸入対策が必要な航路標識 (461箇所)の整備率	90%	100%